

登録番号 _____

医薬品等名 _____

製造販売後調査に係る経費算出基準（1 症例、1 調査票当たり）

(1) 調査研究費 円 : (A)

・ 一般使用成績調査（1 症例、1 調査票当たり）	20,000 円
・ 特定使用成績調査（1 症例、1 調査票当たり）	30,000 円*
・ 使用成績比較調査（1 症例、1 調査票当たり）	30,000 円*
・ 副作用等の報告（1 症例、1 調査票当たり）	20,000 円

(* 調査依頼者の基準により、調査研究費の額が 30,000 円を超えて設定されている場合は、当該基準に従う。)

(2) 管理費（①+②+③） 円 : (B)

① 薬品及び文書管理料	(A) × 9%	=	円
② 委員会審査料	(A) × 9%	=	円
③ 施設使用料	(A) × 25%	=	円

委託研究費 (A+B) = 円 (別途消費税)
--

- * 本算出基準は、製造販売後調査のうち一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査及び副作用等の報告に適用する。
- * 本算出基準表に記載がない経費が発生する場合は、該当する項目に追記して経費を算出する。
- * 製造販売後調査研究費は、調査票を依頼者へ提出後、請求する。
- * 症例数追加の場合は、追加症例分について別途覚書等の契約をする。
- * 依頼者は、調査票を受領後、支払対象報告書を作成し、治験事務局に報告する。
- * 依頼者は、振込みに際し、事前に振込通知書を治験事務局に提出する。
 支払対象報告書記載事項：契約番号・製薬会社名・薬品名・調査票数（年度別）
 振込通知書記載事項：契約番号・製薬会社名・薬品名・金額・〇〇調査料・調査票数
- * 消費税は支払対象報告書の提出日時点での税率に従う。